

議案第 7 6 号

安中市市税条例の一部を改正する条例について

安中市市税条例を次のように改正する。

令和 6 年 8 月 3 0 日 提出

安中市長 岩 井 均

安中市市税条例の一部を改正する条例

安中市市税条例（平成１８年安中市条例第５８号）の一部を次のように改正する。

第３４条の７第１項中「若しくは金銭」を削り、同項第９号を次のように改める。

- （９） 所得税法第７８条第２項第４号に規定する公益信託の信託財産とするために
支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第５６条中「第６４条第４項」を「第１５２条第５項」に改める。

附則第４条の２を削る。

附則第１０条の２中第１２項を第１４項とし、第９項から第１１項までを２項ずつ繰り下げ、第８項を第９項とし、同項の次に次の１項を加える。

１０ 法附則第１５条第３８項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。

附則第１０条の２中第７項を第８項とし、第６項を第７項とし、第５項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。

５ 法附則第１５条第２５項第２号に規定する条例で定める割合は、７分の６とする。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１） 第５６条の改正規定 令和７年４月１日

（２） 第３４条の７第１項の改正規定、附則第４条の２を削る改正規定及び次条の規定 公益信託に関する法律（令和６年法律第３０号）の施行の日の属する年の翌年の１月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条 所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定の適用がある場合における前条第２号に掲げる規定による改正後の安中市市税条例第３４条の７第１項（第９号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第９号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第１条の規定による改正前の所得税法第７８条第３項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 この条例による改正後の安中市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。